

平成29年(ヲ)1380号 保全異議申立決定に対する保全抗告提起事件

相手方(債権者) 片岡 明幸

抗告人(債務者) 宮部 龍彦

準備書面(2)

平成29年11月11日

東京高等裁判所 第14民事部 御中

抗告人 宮部 龍彦

第1 債権者準備書面1について

1 「「同和地区. みんな」の記事掲載に対する債務者の責任」について

債務者が「同和地区.みんな」のドメインの管理を行っていることは認めるが、ドメインの管理は IP アドレスとドメイン名を対応させる DNS サーバーに対するものであり、ウェブサイトの内容を管理することを意味しない。

債権者は、「治安当局」等が注意喚起を促し、Tor は特殊で危険な通信手段であるとミスリードしているが、全く逆で、Tor は安全な通信手段である。この点は、後で詳しく説明する。

債務者が「同和地区 Wiki」の一部の記事を編集していたことは認めるが、他の人物になりすまして記事の記載を行ったことは否認する。

(1) 「債権者宮部による「同和地区. みんな」の管理について

「ドメインを所有し管理しているにもかかわらず、その内容を管理できないということはある得ない」という点は否認する。

ドメイン名の管理者はインターネットの IP アドレスとドメイン名との対応関係を管理できるだけであって、ホームページの管理権限とは無関係であ

る。現に、スマートフォンなどで今「同和地区. みんな」にアクセスすると、部落解放同盟中央本部のホームページが表示されるようになっている。

ア 「「whois」情報」について

「ウェブサイト管理者であること」は否認する。その余は認める。

イ 「同和地区 Wiki 上の利用者権限」について

債権者がビューロクラットである Tottoriloop アカウントを保有していたことは認める。

なお、同和地区 Wiki は匿名で誰でも編集可能なサイトであり、ビューロクラット利用者でなくても内容の追加・削除が可能であった。

ウ 「債務者宮部自身のインターネット上での発言」について

事実関係については認める。その余は争う。

「『同和地区.みんな』ドメイン及び筆者が対処可能なサイトは別サイトに転送しておきました」という発言については、「同和地区.みんな」ドメインに関連した IP アドレスを別の IP アドレスに切り替え、同和地区 Wiki 以外の債務者の管理が及ぶウェブサイトにアクセスしたユーザーを別のサイトに振り向けるように設定したという意味である（通信用語における「転送」というのは、「固定電話の着信を携帯電話に転送する」というように、ある通信を別の場所に振り向けることを言う）。従って、同和地区 Wiki の投稿内容を管理することとは関係がない。

(2) 「投稿が可能であっても管理責任を負うのは当然である」について

争う。

前述したとおり、ドメインの whois 情報とウェブサイトの内容の管理責任は無関係である。

また、債務者に管理責任があるとしても、その責任はプロバイダ責任制

限法が定める範囲に留まるものである。

事実、「同和地区 wiki」は膨大な量の情報が掲載されたウェブサイトであり(乙47)、毎日のように匿名の利用者によって頻繁に編集されていた(乙48、49)。

また、少なくとも「部落解放同盟関係人物一覧」については利用者によって削除されており(乙49)、そのような意味では削除の義務があったとしても果たされている。

(3) 「原決定の結果」について

争う。

同和地区 Wiki は47都道府県の部落ないし同和地区の地名情報がまとめられ、毎日数十回単位で編集が行われていた。同和地区の特定を業として利益をあげられるわけでもなく、常日頃から全ての内容をチェックして把握することは現実ではない。ましてや、「部落解放同盟関係人物一覧」はサイトの趣旨から外れたもので、関心を払えるようなものではない。

(4) 「裁判例の状況」について

争う。

債権者が挙げる「動物病院対2ちゃんねる事件」は、不法行為があったのはプロバイダ責任制限法が施行される前のことであり、現在において同様の基準で判断することはできない。

Tor については、通信の秘密を確保するための通信技術の1つであって、それをことさら危険視することは、情報通信技術と関連法規について誤解したものである。この点も、後で詳しく説明する。

(5) 「当該ウェブサイトの危険性」について

争う。

Tor については、詳しく後述する。

(6) 「債務者宮部の実際の書き込み状況」

債務者が Tottoriloop アカウントで65回の操作を行った等の事実関係については認める。その余は争う。

同和地区 Wiki は匿名での編集が許されており、なおかつ乙48, 49から分かる通り匿名での編集がほとんどである。匿名で編集する際は利用者登録を必要としないため、利用者の活動記録は残らない。

債務者は全国部落調査の公開と、当時の記録にある部落の現在地の特定作業を行っており、47都道府県のページがあることを考えれば65回の操作は多いものではない。

乙48, 49によれば匿名で一日に数十回の編集がされていることから、30日では何百回、何千回という編集が行われていたと考えられ、債務者による編集はごく一部である。

2 「第2 プロバイダ責任制限法について」「1 プロバイダ責任制限法が適用されないこと」について

争う。

債務者が意図的に悪質な情報を発信したり、ほとんどの投稿を自ら行ったりした事実はない。

同和地区 Wiki の管理者は特定電気通信役務提供者に該当することは、既に以前の書面で債務者が述べた通りである。

「第2 プロバイダ責任制限法について」「2 プロバイダ責任制限法が適用されたとしても免責されないこと」について

同和地区 Wiki が法務局の削除要請により一時削除されたという点は不知。債務者がプロバイダを国内から海外に移したという点は否認する。その余は争う。

「情報の送信を防止する措置」は誰でも行える状態であったにも関わらず、債権者らは「部落解放同盟関係人物一覧」の存在に最初に気づきながら意図的に放置し、横浜地方裁判所に削除の仮処分を申し立てて一旦取り下げ、改めて横浜地方裁判所相模原支部に同じ趣旨の仮処分を申し立てた。債権者らが被害を防止したいのではなくて、債務者に対して訴訟を提起したいがために、わざと問題を拡大させていることは明らかである。

また、同和地区 Wiki は誰でも編集可能なのだから、債権者ら自身が「部落解放同盟関係人物一覧」のような内容を書き込むことも可能である。

第2 部落解放同盟関係人物一覧(甲1)の発信について、サイト管理者がただちに被害発生防止義務を負うものではなかった

- 1 特定電気通信設備の「管理者が被害発生防止義務を負うのは、名誉毀損文書が発信されていることを現実に発生した事実であると認識した場合であって、名誉毀損に該当すること、加害行為の態様が甚だ悪質であること及び被害の程度も甚大であることが一見して明白であるような極めて例外的な場合に限られる」(東京地方裁判所平成11年9月24日 判時1707号139頁)
- 2 これに照らすと、同和地区 Wiki は同和地区ないし部落の特定を目的として、日々匿名の利用者によって膨大な情報が編集されていたサイトである。

乙47から分かる通り、全ての都道府県の部落の地名がまとめられており、同和対策施設、神社、同和団体の情報も加えられている。さらに、部落解放運動団体や研究者による文献をもとに様々な注釈が加えられている。

「部落解放同盟関係人物一覧」はそれらの膨大な情報の中の一角にあったもので、容易に存在を知り、ましてや注意を払うことができるようなものではなかった。

そのため、管理者が直ちにその存在を知り、中身を精査できるものではない。

- 3 「部落解放同盟関係人物一覧」に掲載された相手方の情報は、ただちに名誉毀損に該当するものと認識できるものではない。

確かに、相手方の氏名・住所・電話番号が掲載されているが、それだけでは名誉毀損に該当するものではないし、公人であったり、日頃から自ら住所・電話番号を公言したりしていた場合は、プライバシー侵害や人格権侵害には該当しないと考えられる。

過去の裁判例について原告人が調べた限りでは、人格権侵害とされたのは、ことさら個人の情報をピックアップしたり、嫌がらせをするようほめかしたり、他の情報が付随していたような場合であって、単に氏名・住所・電話番号を公開したから人格権侵害だと判断された事例はない。

「部落解放同盟関係人物一覧」には相手方が部落解放同盟の関係者だといった情報が付随しているが、相手方は以前から解放新聞(インターネットに掲載されたものも含む)等で部落解放同盟の役職にあることを公表しており(乙1)、少なくとも相手方の氏名と解放同盟での役職については、プライバシーと言うことはできないし、これを公表することが人格権侵害にあたるということはない。

同和地区 Wiki というサイトの目的からすると、解放同盟の関係者への嫌がらせが主目的というよりは、相手方が言っているように解放同盟員は自らの住所や出身地が部落であると主張することが多いので、部落の場所を特定するための手がかりとするために掲載したと考えるのが自然である。

- 4 「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」(水平社宣言)。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが」という一文についても、あくまで解放同盟のあ

り方についての正当な批判とも取れる。事実、水平社宣言(乙50)には、「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」と書かれており、そうであれば、部落の場所を公言する者を非難することは解放運動の理念とは矛盾するからである。

また、地方によって若干の違いがあるが、非人や雑種賤民(エタ・非人以外の賤民)はエタとは違って必ずしも世襲されるものではなかったため、非人や雑種賤民系の部落の出身者が現代において自らを被差別者と称することは、歴史経緯と矛盾する。

また、解放同盟員には明らかに自分は「部落民」ではないと自覚している者が所属している(乙51)。

- 5 横浜地方裁判所相模原支部決定は「部落解放同盟の主張や活動方針と激しく対立する立場にある債務者が開設する「同和地区 Wiki」上に、これら個人情報に掲載することに承諾を与えるはずがないことは、債務者においても容姫路市、兵庫県易に理解できるはずのことである」(15頁)と述べているが、抗告人は解放同盟とは是々非々の立場であって、「激しく対立する立場」ということは事実誤認である。解放同盟は地方分権的な組織であり、都府県連、支部によって考え方は大きく異なる。

そもそも、媒体の創設者が誰か、日頃の姿勢が誰かにとって批判的か、そうでないかによって、全く同じ情報を掲載した時の責任の度合いが異なるという考え方は、国民の表現を大きく歪めるものである。司法がそのような判断をしていけば、国民の自由な意見交換や相互批判は成り立たなくなってしまう。

また、「同和地区 Wiki」は誰でも編集可能なのだから、解放同盟の関係者が自ら情報を掲載することも、十分に可能なことである。

- 6 そして、結果的に相手方が「部落解放同盟関係人物一覧」の削除を求める

意志を示した時に情報の送信防止措置が取られていることから、管理者が責任を負うものではない。

第3 Tor について

- 1 インターネットにおいて、プライバシーを守るために、暗号を利用した通信手段を使うことは世界の趨勢である。通信の秘密はわが国でも憲法21条第2項で保障されており、そのために古くから郵便をはじめとする通信の秘密は保護されており、それが「治安当局」による捜査の障害になるという面は今に始まったことではない。「治安当局」の視点から、より通信の秘密が保護された通信手段を危険と断じたことは、相手方が人権団体の一員を標榜しておきながら、いかに人権について無知で無理解であるかを示している。

ウェブの黎明期から平文による通信(HTTP)が行われているが、それでは通信経路で容易に通信内容が傍受されてしまい、特に金銭のやりとりを行うような通信に用いることは非常に危険であることから暗号化通信(HTTPS)が開発された。現在は、HTTPは本質的に安全ではないとして、ウェブでの通信は全面的にHTTPSへと切り替える流れとなっている(乙52の1、乙52の2)。

「治安当局」による捜査に最も都合がよいのは、平文による通信だが、それは利用者にとってはとても危険なことである。

- 2 他にも、暗号化された仮想的な専用線を構築し、盗聴を不可能にするVPNという技術があり、これは企業が支店間で安全に通信するために使うなど、欠かすことができない技術となっている(乙53)。この技術は「治安当局」による検閲を回避するためにも利用できることから、インターネットに対する監視が厳しい中国では弾圧されている(乙54)。

このように、特定の通信技術が「治安当局」による捜査の障害になるから危

険だという考えは、人権侵害をする側の発想である。

- 3 Tor はさらに VPN を発展させ、誰が誰と通信したかということさえ検閲できなくし、さらに通信の秘密を確保するための技術であって、HTTPS や VPN といった技術の延長線上のものである。それらをことさら危険視することは、通信技術に対する無理解であり、非文明的な考えである。

相手方が提出した甲27, 28は、インターネットユーザーやインターネットプロバイダにとってより安全な通信技術が開発されたことに対して、警視庁、警察庁が懸念を示したと、それだけのことである。だから Tor は危険だと言うのは、郵便のやり取りは警察が検閲できないから、郵便は危険だと言うようなものである。そのような事に、いちいちインターネットプロバイダが従っていれば、より安全性の高い通信技術の開発や普及は不可能になってしまい、わが国の情報技術の発展が阻害されてしまう。

実際、この件はそれっきりで、インターネットプロバイダを所管する総務省は、Tor を規制することを求めている。もしそのような事をすれば、より安全な通信技術を研究・開発する意欲を削ぐことになってしまうので、当然のことである。

むしろ、電気通信事業法第4条により、電気通信事業者は通信の秘密を侵してはならないという義務を課せられている。

- 4 関連する技術として、例えばビットコインのようなインターネット上の暗号通貨の技術があり、特定の政府が管理できないことから児童ポルノや違法薬物の売買、資金洗浄に利用されたことから懸念が生まれたが、現状は見ての通りである。

インターネット上の技術について、特定の政府や「治安当局」が介入できないから危険だというのは間違いで、特定の政府や「治安当局」から完全に中立であるからこそ、信頼でき、安全な技術なのである。

- 5 同和地区 Wiki は「Tor という特殊な通信システムを利用し、身元を隠して投稿することが可能な設定になっている」というが、Tor はもともと既存のインターネットサイトへの接続が可能なものであって、Tor による接続を受け入れるために、サイト側で特別な設定が必要というものではない。
- 6 著名な SNS であるフェイスブックは Tor の接続を拒んでいないどころか、特別に接続経路を用意し、スマートフォンアプリが対応するなど、利用者の安全のために Tor の利用を奨励している(乙55, 56, 57, 58)。

もし、Tor の利用を奨励することが、プロバイダ責任制限法による免責が適用されない理由になるとすれば、フェイスブックと同様のサービスを日本で運営することは不可能となる。

また、より通信の秘密を保護するための技術を導入することが非難されるのであれば、電気通信事業法の趣旨にも反する。

以上